

第4章 計画の推進体制

男女共同参画社会を形成するためには、男女を取り巻く社会的背景を認識した上で、あらゆる分野での取組を展開することが重要であり、第3章において述べた取組について、総合的かつ計画的に施策の推進を図ることが必要です。

また、市が直接行う施策だけでなく、関係機関、市民等がそれぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的な取組を展開することが期待されます。

男女共同参画に関する施策を着実に推進するために、その基盤となる推進体制のより一層の充実に努めます。

1. 推進体制の充実

男女共同参画を進める上で行政の果たす役割は大きく、その取組内容は幅広い分野にわたるため、すべての職員が男女共同参画社会の形成を目指すという共通認識を持つことが大切です。そのために、男女共同参画を担当する専門の係を設け、各部局、各課にまたがる男女共同参画関係施策の企画・調整を行い、総合的かつ効果的な取組を行います。

更に、より実効性のある計画とするために、市の男女共同参画推進に関する条例の制定を検討します。

庁内の推進組織である男女共同参画行動計画検討委員会において審議を重ねながら、全庁を挙げて、本計画の着実な推進を図ります。

2. 関係団体との連携

市内の各種団体との連携は、市全体が共通認識において男女共同参画を進めるためにも必要不可欠です。

外部の団体も含めた推進組織である男女共同参画社会推進委員会を中心に、関係団体との連携を図り、定期的な進捗状況の確認を行うとともに、計画の推進を図ります。

3. 市民との連携

市民が家庭や地域、職場などにおいて男女共同参画社会づくりに向けた自発的な行動をとることができるよう、わかりやすい広報・啓発活動を行います。男女共同参画に関する活動を行う団体のネットワークづくりを進めるとともに、各団体と行政が連携を図りながら、施策を推進します。

また、機会を捉えて男女共同参画に関する施策の重要事項を審議し、市民の幅広い意見の反映に努めます。

4. 国・府等関係機関との連携

男女共同参画計画の円滑な実施にあたっては、国・府、他自治体との連携が不可欠となります。そこで、府や近隣自治体の動きを的確に把握するとともに、情報交換や連絡体制の強化を図り、広域的にも一体となった男女共同参画行動計画の推進を図ります。

同時に本市からの情報発信を積極的に行い、計画の更なる発展を目指します。

5. 計画の進行管理

本計画を着実に実現し、実効性のあるものとするため、定期的に庁内横断的關係各課の担当者による会議を開催することにより、男女共同参画関係施策の取組状況の把握、問題点の抽出を行い、計画の進捗状況を検証します。また、項目によっては、数値目標を設定するなど、評価方法を検討し、施策内容や推進状況の検証に努めるとともに効果的な進行管理に努めます。

また、国内の社会経済情勢の変化に対応し、適切な施策の推進が図れるよう、外部の団体により、推進上の諸問題について協議を行い、計画の進捗状況等の検証と評価を行います。

